

● 諸 規 程

1. 東 北 大 学 学 部 通 則

制 定 昭和27年12月18日

目 次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学（第6条－第17条）
- 第3章 休学（第18条－第20条）
- 第4章 転学，退学及び除籍（第21条－第23条）
- 第5章 教育課程及び履修方法（第24条－第26条の2）
- 第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等（第26条の3－第26条の5）
- 第5章の3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の6・第26条の7）
- 第6章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）
- 第7章 懲戒（第29条）
- 第8章 授業料（第30条－第35条の2）
- 第9章 科目等履修生（第36条－第43条）
- 第10章 特別聴講学生（第44条－第48条）
- 第11章 学部入学前教育受講生（第49条－第52条）
- 第12章 外国学生（第53条・第54条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は，次のとおりとする。

- 文 学 部 人文社会学科
- 教 育 学 部 教育科学科
- 法 学 部 法学科
- 経 済 学 部 経済学科，経営学科
- 理 学 部 数学科，物理学科，宇宙地球物理学科，化学科，地圏環境科学科，地球惑星物質科学科，生物学科
- 医 学 部 医学科，保健学科
- 歯 学 部 歯学科
- 薬 学 部 創薬科学科，薬学科
- 工 学 部 機械知能・航空工学科，電気情報理工学科，化学・バイオ工学科，材料科学総合学科，建築・社会環境工学科
- 農 学 部 生物生産科学科，応用生物化学科

2 学部の定員は，別表第1のとおりとする。

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，各学部規程の定めるところによる。

第2条 修業年限は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除き，4年とする。

- 2 医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は，6年とする。
- 3 在学年限は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で，各学部が定める。

第3条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて，次の2学期とする。

第 1 学 期 4月1日から9月30日まで

第 2 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春 季 休 業 4月1日から4月7日まで

夏 季 休 業 7月11日から9月10日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 定期休業日において，必要がある場合には，授業を行うことがある。
- 3 春季，夏季及び冬季休業の期間は，必要がある場合には，変更することがある。
- 4 臨時休業日は，その都度定める。

第2章 入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学

第6条 入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，学年の初めから30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，第2学期の初めから31日以内とすることがある。
- 3 再入学の時期は，その都度定める。

第7条 本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

第8条 入学を志願する者に対しては，入学試験の上，入学を許可する。

2 入学試験については、別に定める。

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

第10条 転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

第11条 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。

一 本学の学生で、転学部を志願するもの

二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限4年以上のものに限る。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

五 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

六 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

七 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

十 前八号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

第11条の2 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定は、各学部において行う。

第12条 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

第13条 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

第14条 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条の2 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第16条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

3 第1項の規定にかかわらず、大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条第1項に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

5 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第19条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育課程及び履修方法

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）
- 四 前三号に掲げる以外の科目

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第24条の5 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると各学部において認める場合には、この限りでない。

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第25条 授業科目を履修したと認定された者には、所定の単位を与える。

第26条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。

- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第6章 卒業及び学位授与

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条に規定する者を含む。）で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することがある。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部	学士（文 学）
教 育 学 部	学士（教 育 学）
法 学 部	学士（法 学）
経 済 学 部	学士（経 済 学）
理 学 部	学士（理 学）
医 学 部	学士（医学，看護学又は保健学）
歯 学 部	学士（歯 学）
薬 学 部	学士（創薬科学，薬学）
工 学 部	学士（工 学）
農 学 部	学士（農 学）

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては4月、第2学期にあっては10月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については4月に、第2学期の在学期間に係る授業料については10月に納付しなければならない。

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第35条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期に係る授業料の納付時期前に休学し、又は退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部又は学務審議会において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第41条 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用する。

第10章 特別聴講学生

第44条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で、本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより、各学部又は学務審議会^{（以下「各学部等」という。）}において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第45条 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その受入れの時期は、前項の規定にかかわらず、各学部等においてその都度定めることができる。

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生

二 大学間相互単位互換協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立若しくは私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生

第47条 特別聴講学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとし、当該特別聴講学生に対する授業の開始前に、その学期の分を徴収する。

第48条 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生には、学生に関する規定を準用する。

第11章 学部入学前教育受講生

第49条 各学部の入学前教育（第6条第1項に規定する入学の前において入学後の教育をより効果的に行うことを目的として実施する教育をいう。）の受講を志願する者があるときは、各学部において、選考の上、学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

第50条 学部入学前教育受講生の入学資格、入学の時期、在学期間その他については、別に定める。

第51条 学部入学前教育受講生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

第52条 本章に規定する場合を除くほか、学部入学前教育受講生には、学生に関する規定を準用する。

第12章 外国学生

第53条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第54条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

（省略）

附 則（平成28年6月23日規第68号改正）

1 この通則は、平成28年6月23日から施行し、改正後の別表第2備考1の規定は、平成29年10月の入学に係る選抜から適用する。

2 東北大学国際学士コースの入学者選抜試験に係る検定料の徴収に関する規程（平成24年規第91号）は、廃止する。

附 則（平成28年9月27日規第76号改正）

この通則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（平成29年1月24日規第3号改正）

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規第52号改正）

この通則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規第28号改正）

1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学、再入学、転入学及び編入学した者の教育課程は、改正後の第24条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年 月 日規第 号改正）

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

学 部	学 科	収 容 定 員	入 学 定 員
文学部	人文社会学科	840人	210人
教育学部	教育科学科	280人	70人
法学部	法学科	640人	160人
経済学部	経済学科	540人	130人 (10人)
	経営学科	540人	130人 (10人)
理学部	数学科	180人	45人
	物理学科	312人	78人
	宇宙地球物理学科	164人	41人
	化学科	280人	70人
	地圏環境科学科	120人	30人
	地球惑星物質科学科	80人	20人
	生物学科	160人	40人
医学部	医学科	630人	105人
	保健学科	576人	144人
歯学部	歯学科	318人	53人
薬学部	創薬科学科	240人	60人
	薬学科	120人	20人
工学部	機械知能・航空工学科	936人	234人
	電気情報物理工学科	972人	243人
	化学・バイオ工学科	452人	113人
	材料科学総合学科	452人	113人
	建築・社会環境工学科	428人	107人
農学部	生物生産科学科	360人	90人
	応用生物化学科	240人	60人

備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。

別表第2（第14条、第15条、第30条、第39条、第40条、第41条、第47条関係）

区 分	検 定 料	入 学 料	授 業 料
学部学生	入学 17,000円	282,000円	535,800円
	再入学、転入学及び編入学 30,000円		
科目等履修生	9,800円	28,200円	14,800円
特別聴講学生			14,800円

備考

- 第16条第2項に定める選抜に係る検定料の額は、入学試験における第1段階目の選抜にあっては4,000円、第2段階目の選抜にあっては13,000円とし、再入学、転入学及び編入学に係る選考における第1段階目の選抜にあっては7,000円、第2段階目の選抜にあっては23,000円とする。ただし、国際学士コース入試における第1段階目の選抜に係る検定料の額は5,000円とし、第2段階目の選抜に係る検定料は徴収しないものとする。
- 学部学生の授業料は、年額である。
- 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1単位に相当する授業についての額である。

2. 東北大学学部通則細則

昭和39年3月17日規第22号

東北大学学部通則細則（昭和29年2月23日制定）の全部を改正する。

第1条 入学の許可は、入学試験審議会の議を経て、総長が行う。

第2条 再入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第3条 所属する学科の決定は、教授会の議を経て学部長が行う。

第3条の2 転学科の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第4条 転学部、転入学及び編入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第5条 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学の許可の取消しは、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第6条 休学及び復学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 休学及び復学を命ずる場合は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条 転学及び退学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第7条の2 除籍は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条の3 授業科目の履修に関する他の大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「他の大学等」という。）又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）若しくは外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）との協議並びに留学又は休学中における修学に関する外国の大学等との協議は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、学部長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第7条の4 他の大学等における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学等への留学及び休学中における修学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第8条 懲戒は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第8条の2 停学の解除は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

2 総長は、前項の規定により学部長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第9条 学士の学位の授与は、学部長の証明により総長が行う。

第10条 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学部における科目等履修生及び学部入学前教育受講生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「教授会の議を経て、学部長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学部長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学部長」と読み替えるものとする。

2 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、学務審議会における科目

等履修生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「学務審議会の議を経て、学務審議会委員長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学務審議会の議を経て学務審議会委員長」と読み替えるものとする。

第11条 学部における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第12条 削除

第13条 学部における特別聴講学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し、受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 学務審議会における特別聴講学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し、受入れの期間の変更の許可及び履修単位の増減の許可は、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第14条 学部長は、第3条の規定による決定をし、第3条の2、第6条第1項、第7条若しくは第7条の4の規定による許可をし、又は第7条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

(省 略)

附 則 (平成30年3月29日規第53号改正)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

3. 東北大学工学部規程

制 定 平成5年4月1日規第119号

目 次

- 第1章 総則（第1条）
- 第1章の2 教育目的及び教育目標（第1条の2・第1条の3）
- 第1章の3 学科等（第2条・第2条の2）
- 第2章 入学，転入学，編入学，転学部及び再入学（第3条－第8条）
- 第3章 教育課程の編成（第9条）
- 第4章 全学教育科目等の授業，履修方法，試験等（第10条）
- 第5章 専門教育科目等の授業，履修方法，試験等（第11条－第20条）
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学（第21条－第24条）
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修（第25条－第25条の3）
- 第7章 卒業（第26条）
- 第8章 科目等履修生（第27条－第29条）
- 第9章 特別聴講学生（第30条）
- 第10章 学部入学前教育受講生（第31条－第36条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学工学部（以下「本学部」という。）における入学，転入学，編入学，転学部，修学，試験，卒業等については，東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）に定めるところのほか，この規程による。ただし，工学部長（以下「学部長」という。）は，この規程にかかわらず，必要に応じ教授会の議を経て，特例を定めることができる。

第1章の2 教育目的及び教育目標

第1条の2 本学部は，東北大学の理念及び教育目的に沿って，自然，人間及び社会についての深い知識及び国際社会の一員としての広い視野を持ち，互いに尊重し合い，自ら考えて行動する，創造性豊かな人材であり，かつ，工学分野において世界を先導する研究者又は技術者としての基礎を身に付け，我が国ひいては世界の文明及び産業を牽引し，人類の持続的発展に貢献することができる人材を育成することを教育目的とする。

第1条の3 前条の教育目的を実現するため，本学部では，次に掲げる知識及び能力のかん養を教育目標とする。

- 一 自然科学及び人文社会科学に関する幅広い教養及び基礎知識
- 二 工学共通の基礎知識及び各専門分野に関する基盤知識
- 三 多様な問題を分析し，論理的に解決するための基礎能力
- 四 語学力，コミュニケーション能力及びチームワーク能力
- 五 国際社会の一員として異なる文化を尊重し，理解する能力
- 六 研究者又は技術者として，人類及び社会に貢献する気概を持ち，自発的に学習し，自ら考え行動する能力

第2条 本学部に、次の学科を置く。

機械知能・航空工学科

電気情報物理工学科

化学・バイオ工学科

材料科学総合学科

建築・社会環境工学科

2 各学科に、履修上の区分として別表第1のとおりコースを置く。

第2条の2 学生の在学年限は、6年とする。

第2章 入学，転入学，編入学，転学部及び再入学

第3条 入学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

第4条 収容定員に余裕がある場合は、選考の上、転入学，編入学又は転学部を許可することがある。

2 前項に規定する選考を受けることのできる者は、通則第11条第1項に定める者とする。

第5条 削除

第6条 前4条の規定により転入学，編入学又は転学部を許可された者の、修得すべき単位数，履修方法等については、教授会の議を経て、学部長が定める。

第7条 本学部を途中で退学した者で、本学部の同一学科に再入学を志願するものがあるときは、選考の上、許可することがある。

第8条 本学部に入学者が、本学部に入学者前に本学，他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、第23条，第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により修得したものとみなし，又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度として、本学部において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定を受けようとする者は、所定の申請書に必要書類を添えて、全学教育科目及び専門教育科目について所定の期日までに学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

第9条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

一 全学教育科目

二 専門教育科目

三 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち前二号として開設するもの以外のものをいう。）（以下「教職科目」という。）

第4章 全学教育科目等の授業，履修方法，試験等

第10条 全学教育科目及び教職科目（学部において開設するものを除く。）の授業科目，単位数等は、東北大学全学教育科目等規程（平成5年規第91号）第3条による。

2 前項の授業科目の履修方法及び試験については、東北大学全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会の議を経て、学部長が定める。

第5章 専門教育科目等の授業、履修方法、試験等

第11条 専門教育科目の種類は、工学共通科目及び学科専門科目とする。

2 専門教育科目及び教職科目（本学部において開設するものに限る。）の授業科目、単位数、毎週授業時間数、配当学年、履修方法、授業担当教員等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

第12条 学生は、毎学期の所定の期日までに、履修しようとする授業科目を学部長及び担当教員に届け出なければならない。

第13条 学生は、所属学科以外の授業科目を履修しようとするときは、その授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

第14条 学生は、学部長の許可を得て、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合には、当該学部所定の手続によらなければならない。

第15条 他の学部の学生が、本学部の授業科目の履修を願い出たときは、許可することがある。

2 前項の場合には、第12条の規定を準用する。

第16条 授業科目履修の認定は、試験の成績による。この場合には、平常の成績を加味することがある。

2 実験、実習、製図、演習等は、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

3 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第17条 試験の成績は、公表しないことを原則とする。

第18条 定期試験は、第1学期及び第2学期のそれぞれの学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期の中途において行うことがある。

第19条 やむを得ない理由により、定期試験を受けることのできなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、試験終了後所定の期日までに、願書に次の各号に掲げる書類を添えて、工学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

一 病気により試験を受けることのできなかった者は、医師の診断書

二 事故等により試験を受けることのできなかった者は、その証明書

三 忌引き（学生の二親等以内の親族に係る葬祭行事に限る。）により試験を受けることのできなかった者は、会葬御礼のはがきなど、葬祭行事实施がわかるもの

3 定期試験又は追試験に合格しなかった者には、再試験を行うことがある。

第20条 第16条第2項の規定による認定、定期試験、追試験及び再試験に合格しなかった者は、第12条の規定により、改めて履修届を提出し、再履修しなければならない。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等

第21条 学生は、学部長の許可を得て、教授会の議を経て、学部長が定める他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

第22条 学生が外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）において修学することが教育上有益であると教授会の議を経て、学部長が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことがある。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第23条 第21条の規定により履修した授業科目について修得した単位及び前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、第8条第1項、第25条第1項及び第25条の2第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位までを本学部において修得したものとみなす。

第24条 この章に規定するもののほか、他の大学における授業科目の履修、外国の大学等への留学及び休学中の外国の大学等における修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

第25条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会の議を経て、学部長が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、第8条第1項、第23条及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第25条の2 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修については、教授会の議を経て、学部長が定めるところにより、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修とみなし与える単位数は、第8条第1項、第23条及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第25条の3 この章に規定するもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

第7章 卒業

第26条 学生が、本学部にて4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、必要単位を修得した場合は、卒業と認める。

2 前項の規定にかかわらず、本学部にて3年以上在学し、必要な単位を優秀な成績で修得した場合は、卒業と認めることがある。

3 卒業に要する最低修得単位数は、別表第2による。

4 卒業の認定は、教授会の議を経て、学部長が行う。

第8章 科目等履修生

第27条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当し、教授会の議を経て、学部長の承認を得た者とする。

一 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

二 短期大学又は高等専門学校の卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。）

三 旧制高等学校又は旧制専門学校の卒業者

四 授業科目担当教員において、前三号に準ずる相当の学力があると認めた者

第28条 科目等履修生の在学期間は、1年半以内とする。ただし、授業科目担当教員が承認し、及び教授会の議を経て、学部長が認めた者は、引き続き在学することができる。

第29条 科目等履修生は、履修した授業科目について、所定の試験を受けて単位を修得することができる。

2 科目等履修生が、修得した単位について証明を希望するときは、学部長の単位修得証明書を交付することができる。

第9章 特別聴講学生

第30条 他の大学，短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}の学生又は外国の大学，短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}の学生で，本学部の授業科目の履修を志願するものがあるときは，当該他の大学，短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等と協議して定めるところにより，特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

第10章 学部入学前教育受講生

第31条 入学前教育の受講を志願する者があるときは，学部入学前教育受講生として入学を許可することがある。

第32条 学部入学前教育受講生として入学することができる者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 通則第7条各号のいずれかに該当する者
- 二 グローバル入試Ⅰ期又はグローバル入試Ⅱ期に合格した者であって，通則第15条第1項に規定する入学料の納付又は入学料の免除若しくは徴収猶予の許可の願い出及び通則第17条第1項に規定する宣誓書の提出を行ったもの

第33条 学部入学前教育受講生として入学を志願する者は，所定の期日までに願書を学部長に提出しなければならない。

第34条 学部入学前教育受講生の入学の時期は，学年の初め又は8月1日とする。

第35条 学部入学前教育受講生の在学期間は，前条に規定する入学の時期が学年の初めである場合にあっては6月とし，8月1日である場合にあっては2月とする。

第36条 学部入学前教育受講生に関し，必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

附 則

1 この規程は，令和2年4月1日から施行する。

別表第1

学 科 名	コ ー ス 名
機 械 知 能 ・ 航 空 工 学 科	機 械 シ ス テ ム コ ー ス フ ァ イ ン メ カ ニ ク ス コ ー ス ロ ボ テ ィ ク ス コ ー ス 航 空 宇 宙 コ ー ス 量 子 サ イ エ ン ス コ ー ス エ ネ ル ギ ー 環 境 コ ー ス 機 械 ・ 医 工 学 コ ー ス 国 際 機 械 工 学 コ ー ス
電 気 情 報 物 理 工 学 科	電 気 工 学 コ ー ス 通 信 工 学 コ ー ス 電 子 工 学 コ ー ス 応 用 物 理 学 コ ー ス 情 報 工 学 コ ー ス バ イ オ ・ 医 工 学 コ ー ス
化 学 ・ バ イ オ 工 学 科	応 用 化 学 コ ー ス 化 学 工 学 コ ー ス バ イ オ 工 学 コ ー ス
材 料 科 学 総 合 学 科	金 属 フ ロ ン テ ィ ア 工 学 コ ー ス 知 能 デ バ イ ス 材 料 学 コ ー ス 材 料 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス 材 料 環 境 学 コ ー ス
建 築 ・ 社 会 環 境 工 学 科	社 会 基 盤 デ ザ イン コ ー ス 水 環 境 デ ザ イン コ ー ス 都 市 シ ス テ ム 計 画 コ ー ス 都 市 ・ 建 築 デ ザ イン コ ー ス 都 市 ・ 建 築 学 コ ー ス

別表第2

卒業に要する最低修得単位数

科目区分 学科・コース		全学教育科目	専門教育科目	計
機械知能・航空工学科	機 械 シ ス テ ム コ ー ス ファインメカニクスコース ロボティクスコース 航 空 宇 宙 コ ー ス 量子サイエンスコース エネルギー環境コース 機 械 ・ 医 工 学 コ ー ス 国際機械工学コース	49	81	130
電気情報物理工学科	電 気 工 学 コ ー ス 通 信 工 学 コ ー ス 電 子 工 学 コ ー ス 応 用 物 理 学 コ ー ス 情 報 工 学 コ ー ス バイオ・医工学コース	49	75	124
化学・バイオ工学科	応 用 化 学 コ ー ス 化 学 工 学 コ ー ス バイオ工学コース	49	78	127
材料科学総合学科	金属フロンティア工学コース 知能デバイス材料学コース 材料システム工学コース 材 料 環 境 学 コ ー ス	49	81	130
建築・社会環境工学科	社会基盤デザインコース 水環境デザインコース 都市システム計画コース 都市・建築デザインコース 都 市 ・ 建 築 学 コ ー ス	49	76	125

4. 東北大学工学部授業科目及び単位数内規

制 定 平成17年12月27日
最新改正 令和2年 3月 9日

- (趣 旨)
- 第1条** この内規は、東北大学工学部規程（平成5年規第119号、以下「規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、東北大学工学部（以下「本学部」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。
- (授業科目及び単位数)
- 第2条** 本学部において開設する専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第1による。
- 2 教職に関する科目（本学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教科及び教職に関する科目として開設する授業科目のうち全学教育科目及び専門教育科目として開設するもの以外のものをいう。）で本学部において開設するものの授業科目及び単位数は、別表第2による。

- 附 則**
- (省略)
- 附 則**（令和2年3月26日改正）
- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学、編入学、転学部及び再入学した者の授業科目及び単位数は、改正後の別表第1及び第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1
工学共通科目

授業科目	単位数
数学物理学演習Ⅰ	1
数学物理学演習Ⅱ	1
情報処理演習	1
創造工学研修	1または2
工学倫理	1
工学英語Ⅰ	1
工学英語Ⅱ	2
知的財産権入門	1
技術マネジメント概論	2
生体医工学入門	2
工業線形代数学	2
機械工学概論	2
電子工学概論	2
工学化学概論	2
工業物理学概論	2
生物工学概論	2
材料理工学概論	2
環境工学概論	2
国際工学研修Ⅰ	…
国際工学研修Ⅱ	…
国際工学研修Ⅲ	…
国際工学研修Ⅳ	…
工学教育院特別講義	…

学科専門科目

機械知能・航空工学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数
機械工学序説	2	伝熱学	2
数学Ⅰ	2	熱・物質輸送論	2
数学Ⅱ	2	弾性力学	2
数理解析学	2	宇宙工学	2
力学	2	生命機械工学	2
数理解析学演習	2	量子力学Ⅱ	2
材料力学Ⅰ	2	電磁気学Ⅱ	2
流体力学Ⅰ	2	反応速度論	2
材料力学Ⅱ	2	移動現象論	2
量子力学Ⅰ	2	放射線医用工学	2
機械力学Ⅰ	2	環境地球科学	2
熱力学Ⅰ	2	機械知能・航空実験Ⅰ	1
制御工学Ⅰ	2	機械知能・航空研修Ⅱ	1
制御工学基礎	2	機械工作実習	1
界面物理化学	2	コンピュータ実習Ⅱ	1
電磁気学Ⅰ	2	学際インターンシップ	1
熱力学Ⅱ	2	材料強度学	2
材料科学Ⅰ	2	計算力学	2
材料科学Ⅱ	2	数値流体力学	2
コンピュータ実習Ⅰ	1	空気力学	2
機械知能・航空研修Ⅰ	2	機械設計学Ⅰ	2
計画及び製図Ⅰ	1	機械設計学Ⅱ	2
量子サイエンス入門	2	ロボティクスⅠ	2
エネルギー環境入門	2	ロボティクスⅡ	2
日本の産業と科学技術	1	計測工学Ⅰ	2
機械力学Ⅱ	2	計測工学Ⅱ	2
機械創成学Ⅰ	2	エネルギー変換工学	2
情報科学基礎Ⅰ	2	航空機設計学	2
電気電子回路Ⅰ	2	数値流体力学	2
機械創成学Ⅱ	2	計測工学基礎	2
電気電子回路Ⅱ	2	核エネルギー物理学	2
情報科学基礎Ⅱ	2	エネルギー政策論	1
制御工学Ⅱ	2	放射化学	2
流体力学Ⅱ	2	中性子輸送学	2

授業科目	単位数
環境生物学	2
環境材料学	2
ジオメカニクス	2
機械知能・航空実験Ⅱ	1
計画及び製図Ⅱ	1
エネルギー・資源論	2
トライボロジー	2
燃焼工学	2
航空宇宙機学	2
放射線安全工学	2
核燃料・材料学概論	2
原子力安全規制概論	2
地球環境化学	2
貯留層工学	2
エネルギー材料科学	2
核環境工学	2
エネルギー環境コース特別講義	…
学外見学	…
学外実習	…
機械知能・航空特別研修	…
機械知能・航空特別講義Ⅰ	…
機械知能・航空特別講義Ⅱ	…
卒業研究	6

電気情報物理工学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数
電気情報物理工学序説	1	電磁エネルギー変換 A	2
電磁気学基礎論	2	電気エネルギー発生工学	2
電気回路学基礎論	2	デジタル信号処理	2
計算機学	2	通信工学	2
応用数学 A	2	統計力学 A	2
電磁気学基礎演習	1	計算機ソフトウェア工学	2
電気回路学基礎演習	1	プログラミング演習 B	2
プログラミング演習 A	2	解析力学統論	2
電磁気学 I	2	量子力学 B	2
電気回路学 I	2	人工知能	2
電気計測学	2	システムソフトウェア工学	2
応用数学 B	2	情報論理学	2
情報通信理論	2	量子プログラミング	2
量子力学 A	2	電子物性 B	2
熱学・統計力学 A	2	生命システム情報学	2
電子物性 A	2	量子力学演習	1
解析力学	2	半導体デバイス	2
情報数学	2	電子回路 I	2
オートマトン・言語理論	2	システム制御工学 A	2
情報基礎演習	1	基礎磁気工学	2
デジタルコンピューティング	2	基礎生命工学	2
アルゴリズムとデータ構造	2	クラウド・セキュリティ演習	1
熱力学	2	情報社会論	2
電磁気学 I 演習	1	情報化社会と職業	2
電気回路学 I 演習	1	電気・通信・電子・情報工学実験 B	1
物理数学演習	1	応用物理学実験 B	1
通信工学概論	2	電気電子材料	2
工学者のための医学概論	2	プラズマ理工学	2
基礎生物科学	2	電子回路 II	2
電気・通信・電子・情報工学実験 A	1	熱学・統計力学 B	2
応用物理学実験 A	1	統計力学 B	2
電磁気学 II	2	応用物理計測学	2
電気回路学 II	2	数理最適化	2

授業科目	単位数	授業科目	単位数
基礎システム工学	2	電波法	1
電磁エネルギー変換 B	2	量子力学 C	2
光エレクトロニクス	2	物性物理原論 C	2
集積回路工学	2	物性物理学演習 II	1
ネットワークコンピューティング	2	結晶解析学	2
通信用符号理論	2	光物理学	2
光波・電波伝送工学	2	低温物理学	2
半導体材料プロセス工学	2	生体分子機械	2
コンピュータグラフィックス	2	集積回路設計演習	2
数値コンピューティング	2	ウェブコンピューティング	2
画像情報処理工学	2	ロボット知能システム	2
コンパイラ	2	バーチャルリアリティ学	2
データベース	2	電気・通信・電子・情報工学実験 D	2
生体情報工学	2	応用物理学実験 D	2
統計力学演習	1	応用物理学研修	2
システム制御工学 B	2	電気工学セミナー	3
表面物性	2	通信工学セミナー	3
物性物理原論 A	2	電子工学セミナー	3
物性物理原論 B	2	応用物理学セミナー	3
物性物理学演習 I	1	情報工学セミナー	3
物性材料学	2	バイオ・医工学セミナー	3
知覚感性工学	2	電気情報物理工学卒業研修	6
医用イメージング	2	電気機器設計法	2
セキュリティ総論 A	2	電気法規・電気施設管理	2
制御システムセキュリティ演習	1	原子核工学	2
電気・通信・電子・情報工学実験 C	2	データ通信工学	2
応用物理学実験 C	2	インターンシップ	1 または 2
パワーエレクトロニクス基礎	2	電気情報物理工学特別講義	
高電圧エネルギー工学	2	学外見学	
電気エネルギーシステム工学基礎	2		
電気エネルギー応用工学	2		
ワイヤレス伝送工学	2		
音響工学	2		
パターン認識論	2		

化学・バイオ工学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数
基礎物理化学	2	工学化学序説	2
基礎無機化学	2	化学・バイオ工学特別講義Ⅰ	…
基礎有機化学	2	化学・バイオ工学特別講義Ⅱ	…
反応有機化学	2	学外見学	1
化学工学基礎	2	インターンシップ	…
基礎生物化学	2	化学・バイオ工学演習A	1
応用量子化学	2	化学・バイオ工学演習B	1
移動現象論	2	化学・バイオ工学演習C	2
プロセス工学基礎	2	化学・バイオ工学実験A	4
反応生物化学	2	化学・バイオ工学実験B	4
応用物理化学	2	化学・バイオ工学研修	2
分析化学	2	化学・バイオ工学卒業研修A	2
有機資源変換化学	2	化学・バイオ工学セミナー	1
構造有機化学	2	応用化学セミナー	1
分離工学Ⅰ	2	化学工学セミナー	1
界面電気化学	2	バイオ工学セミナー	1
有機合成化学	2	化学・バイオ工学卒業研修B	10
化学及び生物反応工学	2		
エネルギー工学	2		
分離工学Ⅱ	2		
生体情報化学	2		
生体機能化学	2		
環境プロセス化学	2		
固体化学	2		
表面化学	2		
高分子化学	2		
レオロジー工学	2		
プロセス制御	2		
プロセスシステム工学	2		
生物物理化学	2		
応用生物化学	2		
化学・バイオ工学Ⅰ	2		
化学・バイオ工学Ⅱ	2		

材料科学総合学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数
工業数学Ⅰ	2	構成材料学	2
工業数学Ⅱ	2	材料破壊力学	1
材料学概論	1	電子材料学	2
材料組織学	2	磁性材料学	2
材料強度学	2	セラミックス材料学	2
材料物理化学Ⅰ	2	量子効果半導体	1
材料物理化学Ⅱ	2	コンピュータ演習	1
相平衡の熱力学と状態図	1	基礎電気工学	1
電気化学	2	材料学計画及び製図	2
材料反応速度論	2	材料科学総合学実験	6
高分子・生体物質の物理化学	2	材料科学総合学基盤研修	2
解析力学	1	材料科学総合学卒業研修	6
電磁気学	2	材料科学総合学特別講義	…
量子力学入門	2	材料理工学序説	2
結晶回折学	2	マテリアルズサイエンスアンドエンジニアリングB	2
物性学基礎	1	インターンシップ	…
材料統計力学	2	Developing and Expressing Ideas in English	1
固体物性論	2	工場見学	…
表面・界面の物理学	2		
材料力学Ⅰ	2		
伝熱・流体の力学	2		
材料力学Ⅱ	1		
鉄鋼製錬学	2		
接合工学	2		
環境材料プロセス学	2		
移動現象論	2		
塑性加工学	2		
材料分析科学	2		
鑄造工学	1		
粉体加工学	1		
材料解析学	1		
材料計測評価学	2		
非鉄金属製錬学	2		

建築・社会環境工学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数
環境工学序説	2	応用情報処理演習 B	1
基礎設計 A	2	インターンシップ A	1
基礎設計 B	2	社会環境整備プロジェクト	2
空間創造の力学	3	学外見学	1
シビックデザインの力学	1	計算力学及び同演習	3
水環境創造のフロンティア	1	コンクリート構造工学	2
都市と交通のシステム	1	構造安定論	2
都市・建築デザイン	1	耐震工学	2
都市・建築エンジニアリング	1	橋梁と鋼構造	2
建築・社会環境工学演習	1	振動解析学	2
近・現代建築史	1	社会基盤デザイン演習 I	1
土木史	1	社会基盤デザイン演習 II	2
建築・社会環境工学特別講義	…	水道工学	2
応用線形代数学	2	基礎生態工学	2
応用確率統計学	2	環境保全工学	2
応用解析学	2	地球環境学	2
コンクリート工学	2	陸水の運動学	2
構造解析学及び同演習	3	沿岸海洋環境工学	2
弾性体力学	2	水環境デザイン演習 I	1
地盤工学 A	2	水環境デザイン演習 II	2
地盤工学 B	2	ミクロ経済学	2
水理学 A 及び同演習	3	システムズ・アナリシス	2
水理学 B 及び同演習	3	交通計画 B	2
水質工学	2	都市計量解析	2
環境計画	2	地域・都市計画	2
土木計画学	2	都市システム計画演習 I	1
交通計画 A	2	都市システム計画演習 II	2
計画数理及び同演習	3	建築設計 A I	2
社会環境工学実験	1	建築設計 A II	2
測量学及び同実習	2	建築計画基礎論	2
工学倫理（建築・社会環境工学科）	1	建築設計 B I	2
景観・デザイン演習	2	建築設計 B II	2
応用情報処理演習 A	1	施設計画論	2

授業科目	単位数	授業科目	単位数
アート演習	1	防災・復興空間論	2
建築設計CⅠ	2	空間論	1
建築設計CⅡ	2	建築法規	1
現代建築理論	2	建築統計解析	2
建築職能論	1	社会基盤デザイン研修A	1
建築設計D	2	社会基盤デザイン研修B	6
プロジェクトマネジメント	1	水環境デザイン研修A	1
建築環境工学基礎	2	水環境デザイン研修B	6
建築熱・空気環境	3	都市システム計画研修A	1
建築音・光環境	2	都市システム計画研修B	6
都市環境工学	2	都市・建築デザイン研修A	5
建築設備	2	都市・建築デザイン研修B	5
建築環境デザイン	1	都市・建築学研修A	5
建築構造の力学	3	都市・建築学研修B	5
地盤と都市・建築	3	別表第2	
建築鉄骨構造	3		
建築骨組解析	2	授 業 科 目	単位数
建築構造デザイン	2	幾何学概論	2
地震と建築	2	工業化学実験	1
鉄筋コンクリート構造	3	情報科教育法	4
構造動力学	2		
鉄筋コンクリート構造の設計	2		
建築鉄骨構造の設計	2		
建築構造解析学	2		
建築材料基礎論	2		
建築材料学演習	2		
建築性能論	2		
建築施工	2		
サステナブル・エンジニアリング	2		
西洋建築史	2		
日本建築史	2		
インターンシップB	2		
居住計画論	2		
都市計画	2		

5. 東北大学全学教育科目等規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「通則」という。）第26条第2項の規定に基づき、全学教育科目及び教職に関する科目（学部において開設するものを除く。以下「全学教育科目等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（全学教育科目）

第2条 全学教育科目の種類は、次の表のとおりとする。

類	群	
基幹科目	人 間 論	
	社 会 論	
展開科目	自 然 論	
	人 文 科 学	
	社 会 科 学	
	自然科学	数学 物理学 化学 生物学 宇宙地球科学 理科実験
共通科目	総合科学	総合科学 カレントトピックス科目 現代学問論 国際教育科目
	転換・少人数科目	
	外国語	英語 初修語 諸外国語
	情報科目 保健体育 留学生対象科目	

（履 修 手 続）

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長（以下「委員長」という。）に届け出なければならない。

（試 験）

第6条 授業科目の履修の認定は、試験によるものとし、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 実験、実習及び実技については、前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

3 試験を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

（追試験及び再試験）

第7条 やむを得ない理由により、試験を受けることのできなかった者には、当該授業科目について別に定めるところにより、追試験を行うことがある。

2 不合格となった授業科目については、再試験を行わない。

（成 績 区 分）

第8条 試験の成績は、次の区分により評価する。

- A A 成績が特に優秀であるもの
- A 成績が優秀であるもの
- B 成績が良好であるもの
- C 成績が可であるもの
- D 成績が不可であるもの

2 前項による評価A A、A、B及びCは合格とし、評価Dは不合格とする。

3 第5条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の試験の成績は、Dの区分とみなす。

6. 東北大学研究生規程

制 定 昭和38年 5月15日規第49号

第1条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

学 部 研 究 生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したもの

三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第20条第1項に規定する機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

三 大学院の研究科、教育部又は研究部（以下「研究科等」という。）において、前2号と同等以上の学力があると認めた者

2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できる者の資格は、研究科等の定めるところによる。

第8条 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学料は、返還しない。

第11条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第12条 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連の

ある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出た者があるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

第13条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

第15条 在学期間の中で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第16条 研究生の授業料の月額、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第17条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第18条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第19条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

（省 略）

附 則（令和元年11月26日規第77号改正）

この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条第3号の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表

区 分	金 額	備 考
検 定 料	9,800円	
入 学 料	84,600円	
第16条第1項に定める授業料	月額 29,700円	
第16条第3項に定める授業料	1単位につき 14,800円	

7. 東北大学研究生規程細則

昭和38年5月15日規第50号

(入学の許可, 除籍等)

第1条 入学, 在学期間の延長若しくは退学の許可, 入学の許可の取消し又は除籍は, 教授会(教授会が置かれていない場合は, これに相当する組織。以下同じ。)又は研究科委員会の議を経て, 大学院の研究科, 学部, 附置研究所, 国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。)第20条第1項に規定する機構, 同条第3項に規定する研究組織, 組織運営規程第21条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等の長(以下「部局長」という。)が行う。

(懲戒)

第2条 懲戒は, 教授会又は研究科委員会の議を経て, 部局長が行う。

(研究証明書の交付)

第3条 研究証明書の交付は, 部局長が行う。

(聴講の許可等)

第4条 聴講又は聴講単位の増減の許可は, 教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(聴講証明書等の交付)

第5条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は, 研究科長が行う。

附 則

(省 略)

附 則 (令和元年11月26日規第78号改正)

この規程は, 令和元年11月26日から施行し, 改正後の第1条の規定は, 令和元年10月1日から適用する。

8. 東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

昭和52年3月15日規第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第19条の2第3項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入學、再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。）、転入學又は編入學（以下この条及び第6条において「入學」という。）を許可された者で、次の各号の一に該当し、入學料を納付することが著しく困難であると認められるものに対しては、その願い出により、入學料の免除を許可することがある。

一 入學前1年以内において、入學を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入學を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合

第3条 本学の大学院の研究科に入學、再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。）、転入學又は編入學（以下次項及び第6条において「大学院入學」という。）を許可された者で、経済的理由により入學料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、その願い出により、入學料の免除を許可することがある。

2 前項に規定する者のほか、大学院入學を許可された者で、前条第1号又は第2号に該当し、入學料を納付することが著しく困難であると認められるものに対しては、その願い出により、入學料の免除を許可することがある。

(免除の額)

第4条 入學料の免除の額は、全額又は半額とする。

(免除の許可の願い出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入學料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 入學料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）

五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留學生が願い出の場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第6条 本学への入學又は大学院入學を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入學料の徴収猶予を許可することがある。

一 経済的理由により所定の期日までに入學料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合

二 入學又は大学院入學前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入學若しくは大学院入學を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合

三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願い出)

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第9条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者(第8条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は半額を納付しなければならない。

(死亡による免除等)

第11条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

第12条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可しなかった者及び半額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第13条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

第14条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第15条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第16条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(省 略)

附 則 (平成30年5月8日規第106号改正)

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

9. 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

昭和48年5月15日規第43号

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条—第7条）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条—第13条）

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条—第17条）

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第18条—第27条）

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第28条—第31条）

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第32条—第34条）

第6章 雑則（第35条）

附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第43条第2項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第2条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

（免除の額）

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

（許可の願い出）

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出の場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

- 一 各学期の授業料の納期前6月以内(入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日(以下単に「入学した日」という。)の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合
- 二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期(入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期)に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- 四 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- 五 その他総長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第12条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2

項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であって、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

(死亡等による免除)

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となったことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

(除籍による免除)

第16条 入学科又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

第17条 次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生（当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者）の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- 二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- 三 行方不明の者
- 四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第19条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第20条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知さ

れた日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第21条 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第22条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第23条 第18条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

第24条 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第25条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第26条 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第27条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第28条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第29条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第30条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第28条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第31条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第29条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第32条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

第33条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき、総長が行う。

2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第34条 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑 則

第35条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(省 略)

附 則 (平成30年5月8日規第107号改正)

- 1 この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第33条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程第33条第1項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。